

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（一等水準測量）

二 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市、加須市、久喜市、幸手市

三 作業期間

令和六年七月一日から令和七年二月二十八日まで